

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年2月13日

【四半期会計期間】 第64期第3四半期(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)

【会社名】 株式会社フレンドリー

【英訳名】 FRIENDLY CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤政利

【本店の所在の場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072 874 2747

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 中尾武史

【最寄りの連絡場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072 874 2747

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 中尾武史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第3四半期 累計期間	第64期 第3四半期 累計期間	第63期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (千円)	6,089,274	5,470,012	7,890,758
経常損失( ) (千円)	125,000	71,060	144,512
四半期(当期)純損失( ) (千円)	186,882	112,911	356,874
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	4,175,062	4,175,062	4,175,062
発行済株式総数 (株)			
普通株式	13,599,281	13,599,281	13,599,281
A種優先株式	1	1	1
純資産額 (千円)	1,205,810	933,089	1,034,288
総資産額 (千円)	5,021,474	4,727,152	4,773,095
1株当たり四半期 (当期)純損失金額( ) (円)	14.22	8.76	26.89
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
普通株式			
A種優先株式			
自己資本比率 (%)	24.0	19.7	21.7

回次	第63期 第3四半期 会計期間	第64期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	5.30	5.44

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用すべき関連会社はありません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

当社は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「機構」といいます。）の再生支援決定を受けた事業再生計画を遂行し、抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化に努めております。当該事業再生計画は、当時において適切と考えられる情報や分析等に基づき策定しておりますが、様々な要因により、計画した全ての目標の達成、又は期待される成果の実現に至らない可能性があります。

当社は、前期において12期連続の当期純損失となり、平成23年2月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消するための施策については、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載しております。

### 2 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当社において開示対象となる報告セグメントは、フードサービス事業の単一事業であるため、業態区分別に記載しております。

#### 1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

##### (1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢が改善するなど緩やかな回復基調で推移しましたが、不安定な海外情勢などの影響も懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社を取り巻く経営環境におきましても、外食業界は、原材料価格の高騰や、人手不足による人件費の高騰に加えて、品質管理に対する不安感、業種・業態の垣根を越えた企業間競争が激化するなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社におきましては黒字体質への転換を早期に果たすべく、集客力の改善、コストの適正化、および新業態の開発に取り組ましました。

集客力の改善では、DHC（Delicious：マニュアル以上に旨いもの作りにこだわる、Hospitality：ほのぼのとした温かさの提供、明日への活力の提供、Cleanliness：磨き上げたピカピカの店舗）運動の強化に取り組ましました。同時に「中価格・高品質」・「旨い・綺麗・安心」を商品創作の基本方針とし、ファミリーレストランフレンドリーでは「牡蠣フェア」・「いちごデザート」、産直鮮魚と寿司・炉端 源べいでは「年末年始特別メニュー」、釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺では「あんかけうどん」・「鍋焼きうどん」等を実施し、商品開発と既存商品のブラッシュアップに取り組ましました。食の安全・衛生管理につきましては、引き続き「フレンドリー品質基準」の構築と衛生管理・検査体制を確立し、厳格に運用しております。

コスト削減では、食材原価や販売費および一般管理費の見直しによる適正化を行い、更なるコスト低減に取り組ましました。

新業態の開発では、「産直鮮魚と寿司・炉端 源べい」15店舗を「海鮮うまいもんや マルヤス水軍」に、「ファミリーレストラン フレンドリー」4店舗を「カフェレストラン ゴッツ」に業態転換いたしました。

店舗展開につきましては、「ファミリーレストラン フレンドリー」1店舗、「和み料理と味わいの酒 つくしんぼう」1店舗を閉店いたしましたので、当第3四半期会計期間末の店舗数は、前期末比2店舗減少し、75店舗（前年同期比3店舗の減少）となりました。

業態別には、「産直鮮魚と寿司・炉端 源べい」18店舗、「海鮮うまいもんや マルヤス水軍」15店舗、「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」14店舗、「ファミリーレストラン フレンドリー」9店舗、「和み料理と味わいの酒 つくしんぼう」9店舗、「カフェレストラン ゴッツ」4店舗、「新・酒場 なじみ野」3店舗、「団欒れすとらん ボンズ」2店舗、「フレッシュフレンドリー」1店舗となっております。

これらの結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高は5,470百万円（前年同期比619百万円の減少）、営業損失は83百万円（前年同期比51百万円の改善）、経常損失は71百万円（前年同期比53百万円の改善）、四半期純損失は112百万円（前年同期比73百万円の改善）となりました。店舗数が減少したため、売上高は減少しましたが、損益は、前年同期比で改善いたしました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、4,727百万円で前事業年度末比45百万円の減少となりました。主な要因は、未収入金の増加30百万円、工具、器具及び備品の増加15百万円、投資有価証券の時価評価による増加16百万円、建物の減少61百万円、閉店に伴う差入保証金の返還による減少50百万円等によるものです。負債合計は3,794百万円で前事業年度末比55百万円の増加となりました。主な要因は、買掛金の増加37百万円、未払消費税等の増加31百万円、店舗閉鎖損失引当金の増加8百万円、未払法人税等の減少26百万円等によるものです。純資産は四半期純損失等により前事業年度末比101百万円減少し、933百万円となりました。この結果、当第3四半期会計期間末の自己資本比率は、前事業年度末比2.0ポイント低下し、19.7%となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

## 2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、前期において12期連続の当期純損失となり、平成23年2月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社は、機構による再生支援を受けており、事業再生計画の一環として、既存店舗の集客力の改善、業態転換による業態の絞り込みと集中、コストの適正化、戦略的な店舗撤退と出店新業態の開発の5つの施策を柱とし、業績改善を図っております。

また、当社は機構の再生支援手続の中で、取引金融機関に対する平成31年9月末までの金融債権元本の弁済猶予を受けており、さらに株式会社りそな銀行による総額5億円のコミットメントライン契約を締結しております。当社としては、これら施策の実行により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	61,800,000
A種優先株式	1
計	61,800,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,599,281	13,599,281	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株 であります。
A種優先株式	1	1		(注) 1, 2
計	13,599,282	13,599,282		

(注) 1 A種優先株式は、現物出資(債務の株式化 400,000千円)によって発行されたものであります。

2 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

###### 優先配当金の額

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記載された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてA種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

###### 優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日とする。)(いずれも同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。

###### 累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

###### 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配額

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額（以下「A種残余財産分配額」という。）を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、( )解散日におけるA種累積未払配当金相当額及び( )400,000,000円に、解散日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）から解散日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後いつでも、当社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式強制償還請求価額」という。）の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、A種優先株式を取得することができる。「A種優先株式強制償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、( )取得日におけるA種累積未払配当金相当額及び( )400,000,000円に取得日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(8) 優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成41年10月1日以降いつでも、A種優先株式償還請求が効力を生じた日（以下「A種優先株式取得請求日」という。）に、A種優先株式取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を限度として法令上可能な範囲で、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付するのと引換えに、A種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、A種優先株式取得請求日に、A種優先株主に対して、取得するA種優先株式1株につきA種優先株式償還請求価額を交付する。なお、A種優先株主は、A種優先株式取得請求日における分配可能額を超えて、A種優先株式の取得を請求することができない。「A種優先株式償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、( )A種優先株式取得請求日におけるA種累積未払配当金相当額及び( )400,000,000円にA種優先株式取得請求日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）からA種優先株式取得請求日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(9) 優先株式の譲渡の制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年12月31日		普通株式 13,599,281 A種優先株式 1		4,175,062		2,555,531

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,518,000	13,518	
単元未満株式	普通株式 49,281		(注) 2
発行済株式総数	13,599,282		
総株主の議決権		13,518	

(注) 1. A種優先株式の内容は、「1株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」(注)に記載しております。  
2. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式337株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フレンドリー	大阪府大東市寺川 三丁目12番1号	32,000		32,000	0.23
計		32,000		32,000	0.23

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	599,526	599,015
売掛金	66,785	68,623
商品	40,677	51,605
貯蔵品	1,066	1,066
前払費用	52,670	49,778
その他	8,626	39,817
貸倒引当金	68	68
流動資産合計	769,285	809,839
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	717,465	656,054
土地	2,078,991	2,078,991
その他（純額）	91,854	109,190
有形固定資産合計	2,888,311	2,844,236
<b>無形固定資産</b>	40,197	33,436
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	104,527	120,535
差入保証金	957,210	906,630
その他	15,512	14,313
貸倒引当金	1,950	1,840
投資その他の資産合計	1,075,300	1,039,639
固定資産合計	4,003,810	3,917,313
資産合計	4,773,095	4,727,152

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	208,790	246,549
未払金	255,435	265,415
未払法人税等	63,864	37,505
店舗閉鎖損失引当金	-	8,655
資産除去債務	2,399	-
その他	32,069	68,353
流動負債合計	562,560	626,479
固定負債		
社債	1,000,000	1,000,000
長期借入金	1,681,843	1,681,843
繰延税金負債	16,501	19,999
再評価に係る繰延税金負債	103,294	103,294
資産除去債務	277,450	270,510
その他	97,158	91,936
固定負債合計	3,176,247	3,167,583
負債合計	3,738,807	3,794,062
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,175,062	4,175,062
資本剰余金	3,258,146	3,258,146
利益剰余金	5,415,950	5,528,861
自己株式	13,536	13,828
株主資本合計	2,003,722	1,890,518
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	34,804	46,808
土地再評価差額金	1,004,238	1,004,238
評価・換算差額等合計	969,433	957,429
純資産合計	1,034,288	933,089
負債純資産合計	4,773,095	4,727,152

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	6,089,274	5,470,012
売上原価	1,874,309	1,659,577
売上総利益	4,214,965	3,810,434
販売費及び一般管理費	4,349,671	3,893,589
営業損失( )	134,706	83,155
営業外収益		
受取利息	1,614	1,218
受取配当金	2,559	2,618
受取家賃	76,995	75,233
設備賃貸料	16,210	19,841
その他	6,164	5,369
営業外収益合計	103,543	104,282
営業外費用		
支払利息	55,197	55,204
賃貸費用	28,273	26,482
設備賃貸費用	7,887	7,821
その他	2,479	2,678
営業外費用合計	93,837	92,187
経常損失( )	125,000	71,060
特別利益		
固定資産売却益	1,067	-
特別利益合計	1,067	-
特別損失		
固定資産除却損	4,069	1,010
減損損失	4,394	12,253
店舗閉鎖損失	13,157	1,015
店舗閉鎖損失引当金繰入額	20,372	8,655
特別損失合計	41,993	22,933
税引前四半期純損失( )	165,927	93,993
法人税、住民税及び事業税	20,477	19,423
法人税等調整額	477	505
法人税等合計	20,954	18,917
四半期純損失( )	186,882	112,911

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	131,694千円	101,713千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額( )	14円22銭	8円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額( )(千円)	186,882	112,911
普通株主に帰属しない金額(千円)	6,000	6,000
(うち優先配当額(千円))	(6,000)	(6,000)
普通株式に係る四半期純損失金額( )(千円)	192,882	118,911
普通株式の期中平均株式数(株)	13,567,344	13,567,004

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第64期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)中間配当については、平成29年11月10日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月13日

株式会社フレンドリー  
取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高田 篤 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 許 仁 九 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンドリーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第64期事業年度の第3四半期会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フレンドリーの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。